# 特定目的会社登記規則 （平成十年法務省令第三十七号）

#### 第一条（趣旨）

資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）の登記の取扱手続は、この省令の定めるところによる。

#### 第二条（登記簿の編成）

特定目的会社の登記簿は、別表の上欄に掲げる各区に区分した登記記録をもって編成する。

##### ２

前項の区には、その区分に応じ、別表の下欄に掲げる事項を記録する。

#### 第三条（商業登記規則の準用）

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十項、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条、第五十八条から第六十条まで、第六十一条第一項から第八項まで、第六十二条から第六十五条まで、第六十六条第一項、第六十七条第一項、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十四条、第七十五条、第八十条から第八十一条の二まで、第九十三条、第九十八条から第百九条まで、第百十一条、第百十二条、第百十四条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、特定目的会社の登記について準用する。  
この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第六十一条第一項中「定款の定め」とあるのは「定款若しくは資産流動化計画の定め」と、「、定款」とあるのは「、定款、資産流動化計画」と、同規則第九十三条中「会社法第九百三十三条第五項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百三十四条第四項（同法第百四十四条第二項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

# 附　則

この省令は、平成十年九月一日から施行する。

# 附則（平成一〇年八月二八日法務省令第四〇号）

この省令は、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の施行の日（平成十年十月一日）から施行する。

# 附則（平成一一年三月一〇日法務省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年三月三〇日法務省令第二一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

民事再生法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた和議事件に係る登記については、なお従前の例による。

# 附則（平成一二年一一月一七日法務省令第四二号）

##### １

この省令は、平成十二年十一月三十日から施行する。

# 附則（平成一三年三月一六日法務省令第二七号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附則（平成一四年一月三一日法務省令第三号）

##### １

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

# 附則（平成一四年四月二五日法務省令第三四号）

この省令は、平成十四年五月一日から施行する。

# 附則（平成一四年七月三一日法務省令第四七号）

この省令は、平成十四年十一月一日から施行する。

# 附則（平成一四年一一月一八日法務省令第五七号）

##### １

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年三月二九日法務省令第二二号）

この省令は、平成十六年六月二十一日から施行する。

# 附則（平成一六年一二月一六日法務省令第八九号）

##### １

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

##### ２

破産法（平成十六年法律第七十五号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた破産事件に係る登記については、なお従前の例による。

# 附則（平成一七年二月二四日法務省令第一九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十七年三月七日から施行する。

# 附則（平成一七年九月三〇日法務省令第九九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（次条第四項において「改正法」という。）の施行の日（平成十七年十月三日）から施行する。

# 附則（平成一八年二月九日法務省令第一五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、会社法の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

# 附則（平成二〇年八月一日法務省令第四九号）

この省令は、整備法の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

# 附則（平成二七年二月三日法務省令第五号）

##### １

この省令は、平成二十七年二月二十七日から施行する。

# 附則（平成二七年九月二五日法務省令第四二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十七年十月五日から施行する。

# 附則（平成二八年四月二〇日法務省令第三二号）

##### １

この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。